

広告

企画・お問い合わせ先  
日経エージェンシー  
TEL: 03-5259-5430

事業の再構築で自社の魅力を高めることが円滑な事業承継にもつながる

非上場株式等の贈与税・相続税の納税猶予・免除の一般措置と特例措置

	特例措置	一般措置
事業計画の策定等	5年以内の特例承継計画の提出 (2018年4月1日～2024年3月31日)	不要
適用期限	10年以内の贈与・相続等 (2018年1月1日～2027年12月31日)	なし
対象株数	全株式	総株式数の最大3分の2まで
納税猶予割合	100%	贈与:100% 相続:80%
承継パターン	複数の株主から 最大3人の後継者	1人の後継者
雇用確保条件	弾力化	承継後5年間 平均8割の雇用維持が必要
事業の承継が困難な 事由が生じた場合	免除あり	免除なし
相続時精算課税の 適用	60歳以上の者から18歳以上の者への 贈与	60歳以上の者から18歳以上の推 定相続人・孫への贈与

\*文字は改正部分  
\*国税庁の資料をもとに作成

「金融支援」も一つは、後継者に生前贈与した事業の再構築も必要になっ

一つは、事業承継に必要な資金調達に対する「金融支援」も一つは、後継者に生前贈与した事業の再構築も必要になっ

事業承継にあたって、後継者に自社株を引き継がせる際の税負担は大きいので、事業承継税制を有効に活用したい。特例承継計画の策定には、中小企業庁が認定した経営革新等支援機関の指導・助言が必要だ。経営革新等支援機関に認定されている税理士や税理士法人であれば、会社の事業見直しや経営者自身の相続対策なども含めて総合的なアドバイスやサポートが期待できる。まずは相談することから始めてはどうだろうか。

日本は全企業数の99%以上が中小企業で、その中には、創業から100年を超える老舗企業もある。企業が長きにわたってビジネスを継続していくためには、その時代に合わせて事業を見直していくことと、円滑に事業承継していくことの2つが欠かせない。

経営者が高齢化している会社にとって、事業承継は待ったなしの課題といえる。事業承継が進まない理由の一つが後継者難だ。昔のように経営者の子、特に息子が会社を引き継ぐというケースは減っており、最近では娘が継がせるケースが出てきている。

子がいても会社に魅力や将来性がなければ引き継ごうという気持ちにならないので、事業を見直して収益性の向上を図ることや、採算事業と不採算事業を切り離して採算事業だけを引き継がせるといった事業の再構築も必要になっ

親族等に後継者がいない場合は、自社の役員や従業員に引き継いでもらうMBOや、社外の第三者に会社を売却するM&Aも選択肢となる。その場合も、会社に将来性がなければ、MBOの際に出資してくれるファンドや、M&Aで会社を買ってくれる相手が見つからない。事業承継に当たっては、自社の強みと弱みを洗い出し、強みを伸ばし弱みを改善する施策を考えるなど、事業の見直しも同時に実行していくことが大切だ。

中小企業の事業承継は日本経済全体にとっても重要であることから、国は2008年に事業承継を円滑にするための「中小企業経営承継円滑化法」を作った。この法律の柱は4つある。

一つは、事業承継に必要な資金調達に対する「金融支援」も一つは、後継者に生前贈与した事業の再構築も必要になっ

自社株を後継者以外の相続人の遺留分から除外できる「民法の特例」3つ目、後継者が先代経営者から自社株を相続・贈与で取得する際の相続税・贈与税を猶予・免除する「事業承継税制」それに加えて、所在不明株主からの株式買い取り等に要する期間を短縮する「会社法の特例」が21年3月に施行された。

事業承継税制には18年に、事業承継に係る相続税・贈与税の猶予割合を拡大し、適用条件を緩和した特例措置も設けられた。さらに今年、特例の適用を受けるのに必要な特例承継計画の提出期限が1年延長されて、24年3月31日までとなった。

また、2500万円までの贈与税が非課税、それを超えた部分は一律20%課税となる「相続時精算課税制度」は、成年年齢の引き下げに伴い、対象となる受贈者の年齢が18歳以上に改正された。

事業再構築・承継は専門家に相談

親族等に後継者がいない場合は、自社の役員や従業員に引き継いでもらうMBOや、社外の第三者に会社を売却するM&Aも選択肢となる。その場合も、会社に将来性がなければ、MBOの際に出資してくれるファンドや、M&Aで会社を買ってくれる相手が見つからない。事業承継に当たっては、自社の強みと弱みを洗い出し、強みを伸ばし弱みを改善する施策を考えるなど、事業の見直しも同時に実行していくことが大切だ。

親族等に後継者がいない場合は、自社の役員や従業員に引き継いでもらうMBOや、社外の第三者に会社を売却するM&Aも選択肢となる。その場合も、会社に将来性がなければ、MBOの際に出資してくれるファンドや、M&Aで会社を買ってくれる相手が見つからない。事業承継に当たっては、自社の強みと弱みを洗い出し、強みを伸ばし弱みを改善する施策を考えるなど、事業の見直しも同時に実行していくことが大切だ。

親族等に後継者がいない場合は、自社の役員や従業員に引き継いでもらうMBOや、社外の第三者に会社を売却するM&Aも選択肢となる。その場合も、会社に将来性がなければ、MBOの際に出資してくれるファンドや、M&Aで会社を買ってくれる相手が見つからない。事業承継に当たっては、自社の強みと弱みを洗い出し、強みを伸ばし弱みを改善する施策を考えるなど、事業の見直しも同時に実行していくことが大切だ。

事業承継 税理士 30選 vol.12

いったん落ち着くかに見えた新型コロナウイルスの感染は、再び拡大することが懸念される。ウクライナの危機や資源価格の高騰などもあり、先の見えない社会・経済状況が続いている。その中で中小企業が生き延びていくためには、事業の再構築と後継者への事業承継の2つが大きな課題だ。先延ばしにして手遅れにならないよう、早めに取り組みが必要がある。

高野総合会計事務所  
高野 角司  
高野総合会計事務所は、1975年の創業以来、「信頼・信用・信義」の経営理念の下、個人資産部門、法人部門、FAS部門の3部門の総勢100名の専門家集団(内、税理士32名、公認会計士14名)です。3部門連携し高度なサービスを提供致します。

銀座K.T.C税理士法人  
井口 忠  
事前にリスクを把握し、対応を行うこと。これにより後顧の憂いなく将来に向けた気持ちで前向きなものになります。当事務所における各グループの専門家集団が豊富な経験とノウハウを活かして総合的なサービスを提供します。

ランドマーク税理士法人  
清田 幸弘  
税制改正で大きく変わった事業承継税制。事業を次世代へスムーズに移転させるには会社のことだけでなく、個人の相続もあわせて考えたスキームを計画的に実行していくことが大切です。事業承継と相続に強いランドマーク税理士法人にご相談ください。

株式会社藤井経営/藤井会計事務所  
藤井 泉  
ヒアリングに時間を掛け、お客様の想いを的確に把握し、承継者にとって「最良の相続」をご提供いたします。医療・福祉・農業などの専門分野でも、蓄積されたノウハウと最新情報で対応。財産評価や相続シミュレーションなどで万全な事前対策を提案します。

税理士法人レガシイ  
天野 大輔  
変化の激しい社会情勢の下、事業承継に関してオーナー様個人の資産承継を併せて検討することが、より重要になっています。税理士法人レガシイでは、60年に迫る相続・事業承継に関する日本最大級の実績をもとに、オーナー様の思いに寄り添ったお手伝いをいたします。

税理士法人 高野総合会計事務所  
TEL.03-4574-6688

銀座K.T.C税理士法人  
TEL.03-3541-2958

ランドマーク税理士法人  
TEL.0120-48-7271

株式会社藤井経営/藤井会計事務所  
TEL.0270-25-7696

税理士法人レガシイ  
TEL.0120-501-725

税理士法人渡邊芳樹事務所  
渡邊 芳樹  
大きく緩和された事業承継税制は、生前の株式承継のみならず個人の相続や会社の経営にも影響を与えるため、綿密な計画が必要です。当事務所では、お客様それぞれのニーズに合わせた事業承継の形を提案し、スムーズな事業承継が行えるようサポートしています。

南青山税理士法人  
仙石 実  
事業承継、M&A、IPOに特化した各分野の専門家によるアドバイザーファームです。個人の資産管理、相続、税金対策もご相談承ります。仙石代表の著書「人生を変えるお金の話」は、好評を博しています。

税理士法人OAK  
前田 聡  
事業承継・相続のプロフェッショナルとして、企業オーナーの方々へ、経営・財務、後継者、税制改正等を考慮したオーダーメイドのサービスを提供しており、事業承継税制を中心とした親族内承継や、幹部へのMBO、M&Aまで、ワンストップで対応いたします。

コンパッソ税理士法人  
若林 昭子  
100年続く企業と共に

税理士法人STR  
小栗 悟  
中部地区を中心に資産税対策を数多く手掛けております。最新の税法や会社法を駆使した事業承継対策をオーダーメイドでご提案いたします。持株会社の設立から特例事業承継税制の活用まで事業承継のプロ集団が丁寧にサポートいたします。

森山税務会計事務所  
森山 貴弘  
経営者様の相続対策、事業承継計画の立案・実行等を支援致します。事業承継という比較的長期にわたる重要な課題に対し、直接税理士が弁護士・司法書士等と連携し個別具体的な提案をさせていただきますこと、企業の健全な承継・発展をサポート致します。

あいう税理士法人  
二宅 淳一  
当法人は、相続・事業承継だけに特化せず、法人も得意とする二刀流の会計事務所です。事業承継でお悩みのオーナー様が安心して後継者に譲れるよう、事業承継税制から相続税の節税対策・法人経営に至るまで、創業47年の実績と豊富な知識で皆様のお悩みを解決致します。

税理士法人ブレインズ  
湯浦 正信  
ブレインズ・グループでは、専門の財産コンサルタントがあなたの財産を守る「相続税のスーパードクター」として、さまざまな対策提案を行っています。最新のノウハウを駆使して、お客様の財産をお守りし、事業承継を円滑に推進します。

税理士法人東京パートナーズ会計事務所  
細沼 謙久  
世界的なコロナ感染拡大により、今まで当然とされていた常識や価値観などは劇的に変化した。我われ税理士は毎年変化を伴った税制改正を柔軟に捉え、次世代に円滑に資産を引き継ぐ「次の一手」を堅実にサポート致します。

林寛税理士事務所  
林 寛  
「確かなノウハウ」がここにあります。事業を円滑に承継するためには、個人の相続対策も含めた総合的なコンサルティングが不可欠です。国税局資料調査課で従事していた相続・事業承継のプロが、お客様にご満足いただける解決への道筋をご提案いたします。

森山税務会計事務所  
TEL.052-766-7134

あいう税理士法人  
TEL.03-3350-5981

税理士法人ブレインズ  
TEL.0774-28-2555

税理士法人東京パートナーズ会計事務所  
TEL.03-6263-0881

林寛税理士事務所  
TEL.052-954-0408